平成２９年（フ）第１５４９号
さいたま市見沼区春野３丁目12番９号、旧住所千葉県松戸市稔台１丁目52番地の９　リエス新八柱102号
債務者　武安真太郎
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５５１号
さいたま市大宮区三橋１丁目1221番地１　第２静和荘102号
債務者　藤井　博
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５８５号
埼玉県上尾市緑丘１丁目１番30号　ハイツ緑丘103
債務者　茂木　藤江
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５９８号
さいたま市北区吉野町２丁目263番地７　やすらぎの里　吉野町寮
債務者　保坂　修一
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６２４号
埼玉県三郷市泉１丁目14番地13　パークハイム101
債務者　嶋　龍也
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第６４８号
埼玉県坂戸市溝端町９番地（３―205）
債務者　染谷　譽子
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１９号
新潟県佐渡市河原田諏訪町208番地129
債務者　坂下　昌浩
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
新潟地方裁判所佐渡支部破産係

平成２９年（フ）第２０号
新潟県佐渡市千種954番地１　タウンかないⅡ103号、前住所新潟県佐渡市畑野100番地26
債務者　粟野　京子
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
新潟地方裁判所佐渡支部破産係

平成２９年（フ）第２０３１号
札幌市白石区栄通19丁目４番１号　第二大栄ストアハイツ203号
債務者　髙橋　サキ
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１０６号
札幌市北区北36条西３丁目３番７号　司ビル２階７号
債務者　永吉　宏彰
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１１２号
札幌市白石区栄通17丁目５番25―413号
債務者　佐藤　節子
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１３１号
札幌市中央区南５条東３丁目11番地１　札幌ビオス館910号
債務者　畠山　忠
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１３６号
札幌市北区北26条西２丁目１番22―308号
債務者　生田　修
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１４６号
札幌市豊平区平岸５条８丁目１番１―602号
債務者　朝倉　梨絵（旧姓田頭）
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１５２号
札幌市中央区南19条西12丁目１番35号　メゾン・ド・カネイ305号
債務者　渡辺　美江
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１６０号
札幌市清田区北野１条１丁目５番22号　メリーヒル103号
債務者　一戸　健悦
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２号
北海道名寄市字緑丘11番15　医療法人臨生会介護老人保健施設そよかぜ館、住民票上の住所北海道名寄市西十条南４丁目２番地20
債務者　丸山　興樹
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
旭川地方裁判所名寄支部